

福利厚生費に関する規定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人東京都府中市歯科医師会（以下「本会」という）の福利厚生費の支出について、必要な事項を定めることを目的とする。

(慶弔)

第2条 会員の慶弔に関して、次の基準により慶弔金若しくは記念品を贈る。

①会員の結婚	2万円
②会員及配偶者の出産	2万円
③会員の死亡	10万円と花輪
④会員の病気（一週間以上入院の場合）	5万円
⑤会員の配偶者の死亡	3万円と花輪
⑥会員の両親及同居する家族の死亡	2万円と花輪

(クラブ補助金)

第3条 多くの会員（概ね10人を目安とする）が部員であり本会の活動に有意義であり活動実態のあるクラブに対して、会員一人あたり年間2,000円とし1クラブあたり60,000円を上限として補助金を支給する。

(改正)

第4条 この規程の改正は理事会にて行う。

(雑則)

第5条 この規定に定めのない事項については、理事会に諮って別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

本規定は、平成30年7月1日より施行する。